(R7.10.27)



2026年5月までに

がスタート!

「その前に **m i n f S** を使ってみよう!」

今、mintsを使う理由?

- 図 改正民訴法の下では、代理人には電子提出義務があり、 mintsの利用が義務付けられます。
 - *裁判所のシステム障害等の例外事由がない限り、 紙では出せません。

mintsでできること!

- 図 24時間365日提出可能です。
- 図 事務員も補助者アカウントで弁護士のシステム利用をサポートできます。
- 現在、現行mintsに新規申立て機能、電子送達機能等の追加をする改修を段階的に進めています。

mintsアカウントの登録方法

→ 操作説明動画はこちら



- 最判所から、mintsアカウント登録のための招待メールが送付されるので、メールに記載されたURLにアクセスし、所定の事項を入力して、アカウント登録をしてください。

Q 改正法施行後もアカウントをそのまま使えるの?

- A. 改正法施行後もアカウントをそのまま使えます。
 - ・改正法施行後には、アカウント登録の際に、①本人確認資料、②弁護士・司法書士であることを証明する資料の提出が必要になります。
 - ・改正法施行<u>前</u>には、これらの資料の提出を求めていないので、現時点でアカウント登録をする方が簡便です。

Q アップロードできるデータの種類は?

A. 正式書面:PDF(A3又はA4)

参考書面:ワード、エクセルも可(用紙サイズの制限なし)



- ※ 現状の仕様であり、今後の改修を検討しています。
- ※ 正式書面:訴訟記録になる書面(主張書面、書証の写し等) 参考書面:裁判所と当事者のデータ共有が目的(和解条項案等)。
 - ☞ 訴訟記録にならない。
- ※ カラーの場合、紙媒体での提出をお願いする場合があります。

Q 誤アップロードを防ぐには?

- A. ブラウザのプレビュー機能で提出前に書面の内容を確認できます。
 - → アップロード方法の 操作説明動画はこちら



- ※ 推奨される動作環境(ブラウザ)
 - Microsoft Edge
 - · Google Chrome

Q 補助者アカウントは何名まで?

- A. アカウントの制限は以下のとおりです。
- 図 |ユーザーにつき補助者アカウントを5つまで設定可
- 図 補助者 | 名につき補助者アカウントを | 0個まで作成可能 (事務員 | 名につき | 0個まで)

※ アカウントごとに別のメールアドレスが必要です。

民事訴訟手続のデジタル化について知りたい方

~改正民訴法・民訴規則の概要等を解説するショート動画が掲載されています~ >> 🖹







